

新設分割に係る事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2025 年 4 月 2 日

株式会社サニックスホールディングス

株式会社サニックスインベストメント

2025年4月2日

新設分割に係る事後開示書類

福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号
株式会社サニックスホールディングス
代表取締役社長 宗政 寛

福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号
株式会社サニックスインベストメント
代表取締役社長 増田 道正

株式会社サニックスホールディングス（下記新設分割計画書作成時の商号：株式会社サニックス。以下「分割会社」といいます。）は2024年10月1日付新設分割計画書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、株式会社サニックスインベストメント（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社の資産運用、事業投資、サニックスグループに属する会社に向けた投資アドバイス業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
2025年4月1日
2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）
本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。
3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）
 - （1）反対株主の株式買取請求手続（会社法第806条）
本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。
 - （2）新株予約権買取請求手続（会社法第808条）
該当事項はありません。

(3) 債権者保護手続（会社法第 810 条）

本件分割において、分割会社は、新設会社に承継される債務について重疊的債務引受を
しており、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者がいないため、
債権者の異議に関する手続は実施しておりません。

4. 本件分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行
規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、分割会社から、2025 年 4 月 1 日をもって、当社の資産運用、事業投資、サニッ
クスグループに属する会社に向けた投資アドバイス業に係る資産、負債その他の権利義務を吸
収分割承継会社に承継いたしました。

5. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以 上